## 委任状への押印について

川越市都市計画課に提出される下記の届出について、申請者以外の者が代理申請を行う場合に添付する書類(以下「委任状等」)の委任者及び受任者の押印について、以下のとおりお知らせします。

記

- (1)対象の届出
- ・ 地区計画に関する届出
- (2)委任状等への押印について<br/>
  委任状等への押印については、<u>原則として不要</u>とします。<br/>
  ただし、押印を妨げるものではありません。
  - ※ 委任状等は必ず委任者本人の意思に基づいて作成してください。委任者の意思を確認させていただく場合があります。
  - ※ 委任状等の偽造、偽造された委任状等の行使に関しては、刑法により罰せられることがありますのでご注意ください。
  - ※ 委任者と受任者の間でトラブルを防止するため、押印の有無 を含め委任の内容について十分に協議し、委任内容を記載し た委任状等の原本又は写しを提出してください。
  - ※ 申請内容を訂正する場合は、訂正者が明確になるよう受任者 による訂正印を押印してください。

以上